

平成24年度第2回平塚市入札監視委員会会議録

開催日時	平成24年12月18日(火) 午後2時00分～4時30分
開催場所	平塚市役所 E会議室
出席委員	赤塚 健 委員長 守屋 和徳 委員 本間 重雄 委員 諸坂 佐利 委員
事務局	契約検査課、建築住宅課、道路整備課、下水道整備課、土木補修課
傍聴者	なし

I 開会 赤塚委員長の進行で開会する。

II 議題1 入札・手続の運用状況について

発注工事総括表及び発注一覧表、指名停止一覧表について

【事務局より平成24年度第2四半期の発注工事、工事関係の委託について契約金額、落札率、指名停止の状況などを説明】

委員：指名停止一覧にある「不誠実な行為」とは具体的にどういったことだったのか。

事務局：落札決定通知後に契約を辞退した業者です。開札後の辞退は開札日翌日の正午までとなり、これを過ぎて辞退をした場合は指名停止の対象となります。

議題2 抽出案件の審議

委員長：それでは今回の抽出をされた諸坂委員から抽出理由を説明願います。

委員：(審議案件抽出理由説明書のとおり)

(1) 資源循環施設建設工事(プラント機械)

委員長：それでは、案件の審議に入ります。まず1番目の資源循環施設建設工事(プラント機械)について事務局から説明をしてください。

【建築住宅課から工事の概要を説明】

【契約検査課から一般競争入札の条件、落札契約までの経緯を説明】

委員：当初5者参加希望を出しているが、うち3者は入札時に辞退を提出していることについて、何か理由は考えられるか。

事務局：入札書受付期間における辞退札提出については理由を求めているので憶測となるが、参加申請時と入札時ではタイムラグがあることから、その間に手持ち工事の状況等に変化があり、参加することが難しくなるケースが考えられる。

委員：実際に金額を入札した2者で、落札できなかった業者の入札金額は落札した者と比べ1億円近い開きがある。公表されているデータも少なくないはずなのに、なぜこれほど差が発生するのか。

事務局：入札時に入札金額の内訳書を添付させているため、その内容を確認したが今回については機器費の面で大きく差がついていた。各々が見積もりを取得した機器メーカーによる差ではないかと分析している。機器費以外ではそれほど大きな差は見受けられない。

委員：プラント機械というのはオーダーメイドなのか、それとも量産されているものなのか。

事務局：受注生産ではあるものの、いわゆるカタログ商品です。

委員：実績ある企業が1億円近く外すというのは、やはり不自然に感じる。入札金額の内訳書は取得しているとのことだが、その積算根拠まで追求しないとわからないのではないか。また、この1億円近くオーバーした入札をした業者が、別の入札では高落札率で仕事を取っているのも不自然に見える。たとえば主要部分の積算など大きく離れた入札金額を入れてきた業者に対し、「あまりにも金額が離れているが、積算間違いではないのか？」と問いかけることはできないのか。

事務局：すべての入札のすべての参加者に、詳細な設計内訳を提出させ積算根拠を追求するのは入札スケジュール上難しいし、また仮に積算根拠が市から見てもおかしいと思われる業者がいた場合、「市から見ても根拠がおかしい積算をした業者」に対して具体的にどういう処置をすべきか判断しづらい。仮に大きくはずれた入札をしてきた業者に「積算ミスか」と問いかけても「当社の設計です」と言われれば、その回答を受容する以外ない。

委員：特に稀有な事例だけでも、そういった問いかけをしてはいけないというルールは無いのなら検討してほしい。

委員：機器費に関してはメーカーから見積もりを取得しているということだが、ほとんど同じスペックの機器なら安い見積もりを採用するのはわかる。しかしたとえば多少高価でもメンテナンス等中長期的な価値の高い機器を採用するという考慮はされているのか。

事務局：今回の機器発注に関しては発注課と細かい仕様について打ち合わせを行い、実質的には商品を指定した見積もりをとっている。

委員：参加業者は実績ある業者が参加しているのか。

事務局：参加条件に施工実績の提出を求めているため、実績に関しては十分である。

委員長：ほかに質問がなければ、次の案件に移りたいと思います。

(2) 資源循環施設建設工事（建築）

委員長：それでは、資源循環施設建設工事（建築）について事務局から説明してください。

【建築住宅課から工事の概要を説明】

【契約検査課から一般競争入札の条件、総合評価入札制度を含め落札契約までの経緯を説明】

委員：評価されない技術的所見とはどのようなものか。

事務局：たとえば法に抵触するもの、他工事に影響を及ぼすようなものがあります。

委員：落札者以外は技術的所見が0点であるだけでなく、ISO取得などもなく落札意志があったのかどうかも疑われる。落札者の一人勝ち状態ではないか。

事務局：技術点が低い業者も価格で頑張れば勝負できたが、今回は価格でも落札者に上をいかれてしまったようです。

委員：入札金額だけを見ればかなり僅差の勝負であったようだが、積算はしやすい案件だったのか。

事務局：特別な工法などを要する工事ではないので、比較的積算は容易であったと思われる。しかし土木工事のように単価公表まではしていないので、予定価格を正確に出すのは難しい。

委員：最高評価値が73点というのは高得点と見ているのか。

事務局：決して高いとは考えていない。技術的所見や市内生産品などでさらに点を伸ばす余地がある。

委員長：ほかに質問がなければ、次の案件に移りたいと思います。建築住宅課の方は退席して結構です。

(3) 橋りょう耐震工事（城所架道橋）

委員長：それでは次に橋りょう耐震工事（城所架道橋）について事務局から説明してください。

【道路整備課から業務の概要を説明】

【契約検査課から一般競争入札の条件、落札契約までの経緯を説明】

委員：この橋はどのくらい経つ橋なのか。耐震診断や点検の結果はどうだったのか。

事務局：昭和53年造です。若干の劣化は認められたうえでの耐震工事です。

委員：総合評価を採用した理由を確認したい。本工事は難易度がそう高くないとのことだが、技術力が発揮できることを見越して総合評価方式を採用するものだと思う。簡単な工事ならば総合評価を行うは必要はないのではないか。

事務局：本年度から基準を設け、5000万円以上の案件は原則総合評価で行うこととしている。もちろん例外規定を設け、総合評価にする意味のないものは総合評価技術審査会で除外するが、ダンピングやくじ引き抽選の抑制の意味もあり、本案件は除外するには至らなかった。

委員：特別簡易型に当たるような技術提案の余地が無い工事は全て除外してはどうか。1000万円でも技術的に余地がある工事もあるし、1億円でも余地が無い工事もあり得るので総合評価対象とする工事の選定については見直してほしい。

事務局：施工実績や工事成績、社会性・信頼性、地域貢献なども含めての総合評価なので、技術提案がなくとも、今申し上げたような配点の獲得に努力してもらいたいという意味もある。試行期間であるため、次年度以降のガイドライン改正の参考としたい。

委員：基礎自体の耐震は考慮されていないか。

事務局：耐震診断委託の結果に基づいて施工している。

委員長：他に質問がなければ、次の案件に移りたいと思います。道路整備課の方は退席して結構です。

(4) 地震対策詳細設計業務委託（第3 4 処理分区第4 分区ほか）

委員長：それでは次に地震対策詳細設計業務委託（第3 4 処理分区第4 分区ほか）について事務局から説明してください。

【下水道整備課から業務の概要を説明】

【契約検査課から一般競争入札の条件、落札契約までの経緯等を説明】

委員：地域要件を市内にしないのは金額の問題によるのか。

事務局：市内だけでは入札に必要な業者数を確保できないため。本案件は入札対象者が10～20者は最低限必要だが、市内に限ってしまうとこの候補者数に満たない。

委員：作業難易度的にはどの程度か。

事務局：国道一号線に関わる工事なので、その影響があるので難易度は高いと思われる。本案件は地震対策ということだが、3.11以降ということもあり重要な幹線は全国的に高い耐震性が求められている。

委員：落札者決定のくじびきはどのように行われるのか。

事務局：電子入札システム上で行うので、こちらで行うのは抽選実行のボタンを押すだけで、その押した時刻や、入札者が任意で設定する「くじ番号」、そして入札時刻などを使用した計算式により候補者が決まる仕組みです。なお時刻の数字はコンマ以下の数字を使用するので恣意性の介入が不可能です。

委員：40者以上が同価で並んでしまうという事態の改善策は無いのか。

事務局：県ではコンサルでも総合評価を導入しており、それが一つの改善策と言えるが、市の規模で1案件あたり70者を超える参加のあるコンサル案件で総合評価を行うのは難しい。同価になる最大の理由は積算の単価までもが公開されていることであり、これを隠せば自ずと積算にバラつきができ、同価入札は減少する。しかし一度公開している情報を隠すというのも公正性の面から問題があると考えている。

委員：最低制限価格を公開しなければいいのではないかと。もしくは75%から80%という風に曖昧に公表するだけではいけないか。

事務局：県のように独自の係数をかけるにしる、一部の自治体がやっているような変動制の最低制限価格を採用するにしる、落札金額の公正性については今より劣ると考えている。隠す部分を作るということは、裏を返せば漏えいする情報ができるということで、重大な事件に発展し得る可能性を作り出すことになる。くじが減少する代償としてはリスクが高いのではないかと考えている。

委員：最低制限価格の率が75%だが、これにより品質が25%減ということは無いか。

事務局：施工の検査は行うので、発注者が求める品質は確保させている。

委員長：他に質問がなければ、次の案件に移りたいと思います。下水道整備課の方は退席して結構です。

(5) 吉沢浄化センター処理機能調整工事

委員長：それでは次に吉沢浄化センター処理機能調整工事について事務局から説明してください。

【土木補修課から業務の概要を説明】

【契約検査課から随意契約の経緯等を説明】

委員：2者を選定した経緯を説明してもらいたい。

事務局：本案件は2度にわたり一般競争入札で公告しているが、最終的に2者しか参加希望をしてこなかった。参加条件にある施工実績は十分であったものの、「3者集まらないと入札は不成立」となる3者要件を付しているため不調となってしまった。よって実績の確かなその2者に改めて随契の見積もり依頼を行った。

委員：当初の一般競争入札において、3者集まらず不成立だったということは、業者には伝わるのか。

事務局：「参加業者が3者に満たないため不成立」という情報だけは伝わるが、自社以外にどこが参加していたかは知らせていない。参加業者からしてみれば、自分だけしか手を挙げなかつたのか、それとも自分以外にももう1者いたかはわからないようにしている。

委員：二度にわたり不調が続くというのは、業者にあまり利の少ない業務だったか。

事務局：長期間技術者を拘束されるという意味で敬遠されたところはあるかもしれない。また補助金による事業であり、国の歩掛りも決まっております市側で裁量を入れる余地もなかった。

委員：不調について。入札書提出の段階になって、辞退札すらも出さない「不着」は入札参加のカウントに入らず、それによって入札参加者が3者に満たなくなった場合は入札が不調になるとのことだが、辞退札は入札参加としてカウントするという。その扱いの違いはなぜか。

事務局：従来の紙による競争入札で言えば、「辞退札」はその業者が入札室に来て、辞退と書いた入札書を入れた封筒を入札箱に入れたことを意味し、「不着」はそもそも入札室にその業者が来なかったことを意味します。入札の成立・不成立を分けるのはその違いです。仮に3者参加のうち2者が辞退していても、残りの1者はその辞退を開札まで知りえないため、競争心理は働いていると言えます。

委員長：他に質問がないようでしたら、次の案件に移りたいと思います。土木補修課の方は退席して結構です。

議題3 その他

委員長：その他ありましたらお願いします。

契約検査課からの報告は下記のとおり

- ・ 審議対象範囲を契約検査課で契約する一般委託・物品購入まで拡大する件について
- ・ 次回抽出委員について
- ・ 次回会議日程について

委員長：それでは以上で本日の審議を終了といたします。

契約検査課長：ご意見ありがとうございました。

以上
(16時30分閉会)